

DC化を回避したチリの軍人・警察官年金と他国への影響

杉田 健

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 特任研究員

【記事情報】

掲載誌：年金研究 No.27 pp. 1-19 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2025年12月3日

掲載ホームページ：<https://www.nensoken.or.jp/publication/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2025年6月19日 論文採択日：2025年7月7日

DOI：https://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu.27.0_1

要旨

本稿はチリの軍人・警察官の年金制度および他国への影響について論じるものである。チリは公的年金のDC（確定拠出年金）化で有名であるが、このDC化を推進した軍事政権は自分たち軍人の年金制度をDC化しなかった。また、当時、国防省に所属していた警察官の年金制度もDC化しなかった。その結果、軍人と警察官は今でも一般市民よりも潤沢な年金を享受し、しかも財源は多くを国庫負担に頼っている。さらにチリを模範として公的年金のDC化を実施した多くの国で、軍人と警察官の年金はDC化から除外されている。

1 はじめに

本稿ではチリにおける軍人と警察官年金の詳細を記載し、また他国への影響を解説するものである。チリは公的年金のDC（確定拠出年金）化で有名であるが、軍人と警察官の年金制度は、一般的のDC制度と別である（杉田（2022））。次節以降で述べるが、チリの公的年金DC化を推進した軍事政権はDC化を秘密裏に回避し賦課方式のDB（確定給付年金）制度のままとしていた。その結果として軍人と警察官は今でも一般市民に比べて潤沢な年金を享受している。しかも財源は多くを国庫負担に頼っているので批判の声も多い。チリに倣って公的年金のDC化を実施したほとんどの国ではチリ同様にDC制度に加入していない。

本稿では次の第2節でチリの軍人年金適用除外の経緯、第3節でチリの軍人年金の制度内容、第4節でチリの警察官年金の制度内容、第5節でチリの軍人・警察官年金の給付水準と批判、そして第6節でチリにならって公的年金をDC化した他国への影響を説明し、第7節でまとめる。

2 経緯

チリの軍人年金は確定給付(DB)型のまま今日まで継続している。チリでは1915年に、陸軍及び海軍の退職年金基金が設立された。1953年に「国防年金基金」(Caja de Previsión de la Defensa Nacional : CAPREDENA)に改名され、国防省の監督下に置かれた。この基金は拠出制であり¹、使命は軍隊の社会保障制度の給付を適切な時期にかつ効率的に提供することにあった。社会保障には年金の他に健康保険も含まれていた(Benevides et al.(2012), p. 9)。

1981年5月1日から、チリの公的年金は個人勘定の確定拠出型に切り替えられたが軍人は秘密裏に適用除外とされた。一般の加入者は年金基金管理者(AFP)を通じて給与の10%を個人勘定に拠出することになったが、この「改革」を推進した軍事独裁政権の当事者の国軍はDC制度が軍人にもたらすリスクを負いたくなかったので適用除外とされた(Gálvez et al(2023), p. 9)²。適用除外は国民には秘密にされ、その経緯は当時秘密扱いだった軍事政権の議事録(Gálvez et al(2023)がチリ議会のウェブサイトからダウンロードした1980年10月14日の議事録398-Aの170頁から174頁に基づく)中の、大統領であったピノчет将軍(General Pinochet)と厚生大臣の会話記録からうかがえる。会話の概要は以下のとおりである(Gálvez et al(2023), pp. 10-11)：

ピノчет「改正年金法96条には『本法の規定は軍隊には適用されない』とあるが、これでは、どうして軍隊は適用除外されるのかと多くの批判を招く。」

厚生大臣「おっしゃる通りだと思います。『もしも新制度が良いものであるなら、どうして軍人は加入しないのだ、新制度が悪いものである

¹ 国防年金基金を統括する基本法を制定した1953年法令第31号第5条によれば、給与の6%を拠出することになっていた。<https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=4148>(2025.5.28)

² ピノчет将軍の権力基盤である軍部からは強い反対があり適用除外とせざるを得なかった。例えば空軍のレイ将軍(General Leigh)は社会保障の民営化全般に反対し「労働者は保護されるべきである」と主張した(Castiglioni, R. (2001), pp. 56-57)。

なら我々も加入しない』と言われます。」

ピノchet「表現として、全員参加の制度だが、我々軍人が他の人々を巻き込まないようにする必要がある。我々の不参加がわからないような文言にすべきである。さもなければ、市民からのわれわれのイメージがとても悪いものになるだろう」

チリの公的年金の DC 移行時点では警察官年金は国防省傘下であったので、軍人年金と同じ扱いで DC 年金からは適用除外になったと考えられる。チリ警察官年金部門は 1975 年に成立した。1976 年に名前をチリ警察社会保障局 (Dirección de Previsión de Carabineros de Chile, DIPRECA) に変更した。この組織は 2011 年まで国防省に所属していたが、2011 年に内務省公安部の管轄の法人となった。予算面では労働社会保障省の枠となっている (Benarides et al. (2012), p. 26)。

3 軍人年金の制度

3.1 対象

軍人年金制度は以下の者に対して退職年金、障害年金、および遺族年金の 3 種類の年金を提供している (Morales Peillard (2018), p. 3)。

- ・職業軍人および軍隊の民間人従業員
- ・召集された予備役
- ・軍隊の学校に通う学生。
- ・法律第 18,458 号 (1985 年 11 月 11 日) の公布時点で軍隊年金制度の対象となっていた人員。この例としては、陸軍工場 (FAMAE)、民間航空局 (DGAC)、スポーツ・レクリエーション総局 (DIGEDER)、海軍造船所・作業所 (ASMAR)、チリ国営航空会社 (ENAER) に勤務の者、および軍の契約職員が挙げられる。

3.2 給付

退職年金の受給資格は勤務年数が 20 年以上である。この勤務年数には国防機関における勤務の他に、共和国大統領から委託された任務で直接国防に関係のない勤務の年数も含まれる。また、3 年を限度として軍隊の学校の在籍期間の一部も算入される (Morales Peillard (2018), p. 5)。勤続 20 年時点では、最後の報酬の 20/30 であるが、勤続が増えるごとにこの比率は 1/30 ずつ増加し、勤続 30

年で報酬と同額になる (Benevides et al.(2012), p. 13) ³。

障害年金は、勤務中の事故または勤務に起因する病気により傷害を負って勤労に支障が出た場合に支給される。障害の重篤さに応じて第 1 等級（軍務就労不可）、第 2 等級（軍務だけでなく私的に生計を立てることも困難）、第 3 等級（自力で生活できない）に分かれ、最後の報酬の 100%ないし 110%が支給される (Benevides et al.(2012), pp. 15-17)。障害のある職員の年金は、将校に関しては陸軍中尉または他の機関における同等の階級の報酬よりも低い報酬で計算されず、その他の職員に関しては二等軍曹よりも低い報酬で計算されない(法律第 18,458 号 81 条)。

遺族年金は、加入者が在職中に死亡した場合に、一定の条件のもとに遺族に支給される。年金額は勤務年数に関係なく、上位階級の報酬の 100%相当額が支給される。また、年金の額は 2 等軍曹の給与より少なくなることはない(Morales Peillard (2018), p. 5-6)。

3.3 スライド

年金額は、消費者物価指数の変動に応じて 12 か月ごとに調整され、消費者物価指数の変動を 100%反映する。但し、前回の調整月の前月から消費者物価指数が 15%以上変動した場合は直ちに年金額が調整される。なお、同じ勤続年数を有する現役の者の報酬を限度額として、これを超えることはできない。この限度額は第 2 等級障害年金のためには 20%増額され、第 3 等級障害年金の年金額計算のためには適用されない (Benevides et al.(2012), pp. 18-19)。

3.4 財源

加入者の拠出金は課税対象賃金の 6%である。雇用主としての政府の負担であるが、当初年金の 75%以上及び、その後のスライド原資の 100%が国庫負担によると定められている (Benevides et al.(2012), p. 25)。

³ 厳密には以下の額となる (Benevides et al.(2012), p. 14)。

$\min\{\max\{\text{最後の課税報酬} \times \text{勤続年数} / 30, \text{調整された課税報酬} \times \text{勤続年数} / 30\}, \text{最後の実報酬} \times \text{勤続年数} / 30\}$ である。ここで課税報酬は基本給に専門手当、管理職賞与などの一定割合を加算した額であり、調整された課税報酬とは課税報酬に 1982 年 10 月以降のインフレを反映させた額であり、最後の実報酬は最後の課税報酬に第二専門手当、リスクボーナスなどを加算した額である。

4 警察官年金の制度

4.1 対象

チリ警察社会保障局 (DIPRECA) が管理する年金制度は、チリ警察、捜査局、刑務官およびチリ警察社会保障局の職員および年金受給者ならびにその扶養家族が対象となり、それらの者に対して、退職年金、障害年金、および遺族年金の3種類の年金を提供している (Benevides et al.(2012), p. 26-27)。制度内容は前述の軍人年金と、かなり似ている。

4.2 給付

退職年金の受給資格は勤務年数が20年以上である (DIPRECA 法 82 条)⁴。この勤務年数には警察機関における勤務の他に、共和国大統領から委託された任務で直接警察に關係のない勤務の年数も含まれ、また2年を限度として警察学校における幹部候補生としての在籍期間も算入される(DIPRECA 法 83 条)。軍事期間、公共福祉及び地方自治体における勤務期間も算入される。陸軍・海軍・航空学校での最後の2年間および陸軍・海軍・空軍の徴集兵および軍隊の見習いとして勤務した期間も算入される(DIPRECA 法 85 条)。退職年金は勤続 20 年時点では、最後の報酬の $20/30$ であるが、勤続が増えるごとにこの比率は $1/30$ ずつ増加し、勤続 30 年で報酬と同額になる。勤続年数の合計が 30 年を超えることはない(DIPRECA 法 94 条)。なお、チリ捜査警察職員法第 133 条には退職年金の受給資格を満たさずに退職した場合、勤続 3 年未満は無給付、3 年以上は拠出元本累計の返還が、退職年金の受給資格を満たさずに死亡した場合には勤続年数を問わず拠出元本累計の返還が規定されている⁵。

障害年金は、特定の職務行為中の事故に起因する障害によるもので、それぞれの年金の額を決定する目的で、次のように分類される(DIPRECA 法 95 条)。

- a) 第 1 級障害とは、勤務の継続が不可能となる障害である。この場合、退職年金は勤続年数に応じた額に、それぞれの職務の給与の 10% を加算した額となる。勤続年数が 20 年未満の職員は、勤続 20 年に達したものとみなされる。いかなる場合でも、年金額は給与の額を超えることはできない。

⁴ DIPRECA に関するチリ政府のサイト <https://www.chileatiende.gob.cl/fichas/5081-pension-de-montepio-de-gendarmeria,-dipreca-o-srcei> (2025.5.27) に示されている法的根拠である 1968 年 Decreto con Fuerza de Ley (DFL) N° 2 sobre el estatuto del personal de Carabineros de Chile (チリ警察職員の地位に関する法令第 2 号 1998 年制定) を、以下 DIPRECA 法と呼ぶ。

⁵ [https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=3393\(2025.7.7\)](https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=3393(2025.7.7)).

- b) 第2級障害とは、職員が引き続き勤務を続けることが不可能となるだけでなく、民間の職業で生計を立てるのにも生理的に支障がある障害をいう。この場合、従業員は同じ階級および同じ勤続年数の同僚が享受する給与、その他の手当、およびボーナスと同額の退職年金を受け取る。
- c) 第3級障害とは、下半身麻痺、片麻痺、全盲、外傷後認知症など、本人が自力で生活することが永久に、完全に、不可逆的に不可能となる障害である。この場合、職員は、同じ階級および勤続年数の同僚が享受する給与、手当、およびボーナスの合計額に等しい年金を受け取る。さらに退職後5年経過すると年金を上位の等級に調整する権利が与えられ、退職後10年経過するとさらに上位の等級に調整する権利が与えられる。

遺族年金は、加入者が在職中に死亡した場合に、遺族に支給される。業務外死亡の場合および勤続25年末満の場合は退職年金の75%が支給される。勤続年数25年以上または地位の高い者の場合は、年金は退職年金と同額となる。業務上死亡の場合は勤続年数に関わらず、死亡した職員の等級よりも高い等級の給与に基づいて計算され支給される。年金額の最低額はサンティアゴ県に適用される最低生活賃金（スケールA）である（DIPRECA法119条—121条）。

4.3 スライド

年金額は、消費者物価指数の変動に応じて12か月ごとに調整され、消費者物価指数の変動を100%反映する。但し、前回の調整月の前月から消費者物価指数が15%以上変動した場合は直ちに年金額が調整される。なお、同じ勤続年数を有する現役の者の報酬を限度額として、これを超えることはできない。この限度額は第2等級障害年金のためには20%増額され、第3等級障害年金の年金額計算のためには適用されない（Benevides et al.(2012), p. 36）。

4.4 財源

加入者の拠出金は課税対象賃金の5.95%である。雇用主としての政府の負担であるが、当初年金の75%以上及び、その後のスライド等給付額見直しの原資の100%が国庫負担によると定められている（Benevides et al.(2012), p. 46）。

5 給付水準と批判

5.1 給付水準の現状

軍人・警察官の年金水準の比較のために、一般の人を対象としたPGU（ユニ

バーサル保証年金)⁶ならびに個人勘定の確定拠出年金の年金月額およびそのうち加入 25~30 年の者の年金月額を以下に掲げる。

表1 チリの一般人の公的年金の平均年金月額

	受給権者数(人)	平均年金月額(ペソ)	左記の円換算(円) 1ペソ=0.15円 ⁷
PGU	1,767,717	193,917	29,088
老齢年金	1,058,805	320,399	48,060
上記のうち加入 25~30 年の者	166,497	372,646	55,897

出所：Galvez et al. (2023) p. 21. (一般人を対象とする公的年金を監督している年金監督局 (la Superintendencia de Pensiones) の報告書から得たデータによる。) から作成。上記太字の数値 372,646 ペソと軍人年金・警察官年金の比較を行なう。

軍人年金制度について 2022 年 12 月現在における年金受給権者数ならびに給付額の平均値および中央値は、以下のとおりである。

表2 軍人年金制度の受給権者数と年金月額

	受給権者 数(人)	年金月額平均 (ペソ)	年金月額中央値(ペソ)	比率(年金月額平 均÷372,646ペソ)
老齢年金	71,199	1,250,794	1,158,080	3.36
遺族年金 ⁸	33,777	717,981	622,678	1.93
合計	104,976	1,079,356	945,951	2.90

出所：Galvez et al. (2023) p. 13. SOL 財団が情報公開法に基づき国防年金基金から得たデータによる。

⁶ 積み立ての少ない人を対象にした最低保証および、少額年金への加算を支給する制度で全額国庫負担である（杉田（2022））。

⁷ 日本銀行のウェブサイトの 2025 年 6 月 20 日現在のデータによると

(https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2507.htm)、チリの 100 ペソは 0.106 米ドルであるから、1 ドル 145 円とすると 1 ペソは約 0.15 円になる。

⁸ 遺族年金の年金月額欄は、軍人年金制度に拠出していたものが死亡した場合に、相続人の権利(Montpío と呼ばれる)を年金月額に換算した値。

階級別の内訳は、まず、下士官及び兵卒に関しては以下のとおりである。

表3 軍人年金制度の下士官及び兵卒の受給権者数と年金月額

階級	仮訳	受給権者数(人)	年金月額平均(ペソ)	年金月額中央値(ペソ)	比率 ⁹
Suboficial Mayor	上級准尉	6,716	1,395,954	1,476,212	3.75
Suboficial	准尉	22,722	1,250,914	1,273,157	3.36
Sargento Primero	一等軍曹	11,601	815,142	787,031	2.19
Sargento Segundo	二等軍曹	6,116	626,998	575,035	1.68
Cabo Primero	一等伍長	1,847	581,725	533,137	1.56
Cabo Segundo	二等伍長	795	568,379	500,641	1.53
Cabo	伍長	316	442,146	410,350	1.19
Conscripto/Marinero/Soldado	二等兵	142	405,168	354,430	1.09
Conscripto	徴集兵	691	374,966	371,911	1.01

出所：Galvez et al. (2023) p. 15. から抜粋して作成。SOL 財団が情報公開法に基づき国防年金基金から得たデータによる。

士官については、以下のとおりである。

表4 軍人年金制度の士官の受給権者数と年金月額

階級	仮訳	受給権者数(人)	年金月額平均(ペソ)	年金月額中央値(ペソ)	比率 ¹⁰
General del Aire	空軍大将	5	4,562,036	4,361,816	12.24
General del Ejército	陸軍大将	5	4,372,653	4,379,401	11.73
Almirante	提督（海軍大將）	6	4,348,090	4,370,966	11.67
General de Aviación	空軍中将	48	4,079,623	4,103,257	10.95
Vicealmirante	副提督（海軍中将）	58	3,921,725	4,122,900	10.52

⁹ 年金月額平均／372,646 ペソ

¹⁰ 年金月額平均／372,646 ペソ

General de División	少将	103	3,894,563	4,108,637	10.45
General de Brigada Aérea	空軍准將	106	3,781,909	3,875,651	10.15
General de Brigada	准將	187	3,710,462	3,921,956	9.96
Capitan de Navío	海軍大佐	924	3,118,906	3,333,807	8.37
Coronel de Aviación	空軍大佐	309	3,102,540	3,297,638	8.33
Coronel	大佐	1,677	3,069,331	3,190,307	8.24
Capitán de Fragata	フリゲート艦長	907	2,343,283	2,368,799	6.29
Teniente Coronel	中佐	1,493	2,279,575	2,330,278	6.12
Mayor	少佐	1,098	1,515,851	1,392,740	4.07
Capitán	大尉	197	1,465,991	1,372,673	3.93
Teniente	中尉	75	1,157,547	1,024,927	3.11
Subteniente	准尉	44	851,586	746,264	2.29
Guardiamarina	士官候補生	3	697,291	671,498	1.87
Alférez	徵集兵	14	506,128	514,446	1.36

出所：Galvez et al. (2023) p. 16. から抜粋して作成。SOL 財団が情報公開法に基づき国防年金基金から得たデータによる。

警察官年金制度の給付水準は以下のとおりである。

表5 警察官年金制度の受給権者数（単位：人）と年金月額（単位：ペソ）

	老齢年金			遺族年金		合計		
	受給権者数	年金月額平均	比率	受給権者数	年金月額平均	受給権者数	年金月額平均	比率 ¹¹
警察官	33,053	1,338,798	3.59	21,404	646,342	54,457	1,066,632	2.86
刑務官	5,653	1,813,389	4.87	3,302	655,234	7,955	1,478,245	3.97
捜査官	5,406	1,977,825	5.31	2,140	1,014,707	7,546	1,704,691	4.57
その他	511	1,332,618	3.58	324	515,090	835	1,015,398	2.72
合計	44,623	1,476,267	3.96	26,170	675,621	70,793	1,180,293	3.17

出所：Galvez et al. (2023) p. 19. SOL 財団が情報公開法に基づきチリ警察社会保障局から得たデータによる。

¹¹ 年金月額平均／372,646 ペソ

5.2 チリ国内の批判

軍人・警察官の年金が一般人よりも優遇されている点については、多くの識者から批判がある。第一に年金水準が一般人よりも高い事である。Paez (2023) は「軍人年金制度では、支給される年金額の平均は、一般人を対象とした制度を通じて勤務年数が同じ労働者に支給される年金額の平均の 3.36 倍であり、警察官年金制度では、3.96 倍の年金を支給している。」と報じている。第二に支給開始年齢が一般よりも早い事である。Paez (2023) は「警察と治安部門は 54 歳前後、陸軍は 56 歳、海軍は 51 歳、空軍は 56 歳であり、一般人を対象とする制度で男性に求められる 65 歳、女性に求められる 60 歳からは程遠い。」と述べている。第三に国庫負担に依存する部分がほとんどであることである。Paez (2023) は「軍人年金制度の報告書によると、93.62%は国家予算から賄われ、職員自身による拠出はわずか 6.38%にすぎない」と述べている。第四に軍事政権時代の人権侵害や横領で有罪となった軍人にも年金が支給されている事である。Ascencio(2019)は「人権侵害や詐欺で起訴または有罪判決を受けた 38 人の年金に、国は年間 12 億ペソを負担している。」と述べ、Arellano(2017)は「アウグスト・ピノчетの個人秘書を務めていた将校のうちの 2 人、ガブリエル・ベンガラ・シフエンテス退役大佐、ファン・マクレーン・ベルガラ退役大佐は、第一審で公金横領の罪で保護観察 4 年の判決を受けたが、ベルガラは 2011 年 7 月から 260 万ペソの年金を受給しており、マクリーンは 2009 年 4 月から 290 万ペソの年金を受給している。」と述べている。

6 海外への影響

6.1 はじめに

公的年金の民営化を実施した国は以下のとおりであるが、このうち民営(DC)化を実施している国の軍人または警察の年金の多くが民営化を免れ旧制度にとどまっている点を 6.2 節以降で解説する。

表6 公的年金のDC化を試みた国

地域	国名	民営化実施年	民営化廃止・縮小年
ラテン・アメリカ	チリ	1981	
	ペルー	1993	
	アルゼンチン	1994	2008
	コロンビア	1994	
	ウルグアイ	1996	
	ボリビア	1997	2009
	メキシコ	1997	
	ヴェネズエラ	1997	2000
	エル・サルバドル	1998	
	ニカラグア	2000	2005
	コスタリカ	2001	
	エクアドル	2001	2002
	ドミニカ共和国	2003	
	パナマ	2008	
中・東欧等	ハンガリー	1998	2010
	カザフスタン	1998	2013
	クロアチア	1999	2011
	ポーランド	1999	2011
	ラトヴィア	2001	2009
	ブルガリア	2002	2007
	エストニア	2002	2009
	ロシア連邦	2002	2012
	リトアニア	2004	2009
	ルーマニア	2004	2017
	スロヴァキア	2005	2008
	マケドニア	2006	2011
	チェコ共和国	2013	2016
	アルメニア	2014	
アフリカ	ナイジェリア	2004	
	ガーナ	2010	
	マラウイ	2011	

出所：(ILO (2018)、pp. 3-4) および(Mhango(2012), p.270)より作成

6.2 ペルー

ペルーの年金制度には非拠出型の制度と拠出型の制度がある。非拠出型年金は、拠出型年金に加入できない極度の貧困層に給付を提供する。すべての正規労働者に義務付けされている所得連動年金は、公的賦課方式の制度と個人積立口座の民間制度から構成されている。被用者は、公的制度に拠出するか、民間制度に拠出するかを選択しなければならない。自営業者には拠出が義務付けられていないが、どちらかの制度に拠出することを任意に選択できる。軍人、警察官お

より漁師には特別な拠出型 DB 制度が存在する（OECD(2019), pp. 21-35）¹²。

6.3 コロンビア

コロンビアの年金制度は貧困層に対する非拠出制年金と、一般の者のための拠出制年金（最近まで DB 型の公的年金と DC 型の私的年金の選択制¹³）があるが、軍人・警察官、公務員としての教師、コロンビア石油会社の被用者は別の DB 制度となっている。（Azuero Zúñiga (2020) pp. 15-17）

6.4 ウルグアイ

ウルグアイの年金制度は 65 歳以上の貧困層に対する非拠出制年金と¹⁴、一般の者のための拠出制年金制度（DB 型の公的年金と DC 型の私的年金の 2 階建て）があるが、軍人、警察官、銀行員、公証人、大卒のための DB 型の拠出制年金制度は別制度となっている（Lorenzo(2020) p. 11-14）。しかし、様々な別制度は一般の制度に統合される方向である¹⁵。

6.5 メキシコ

メキシコの年金制度は、無年金または低額年金の者に対する非拠出制度と、複数の拠出制の制度がある。拠出制の制度で DC 化されているものは民間被用者対象の制度、公務員対象の制度、メキシコ石油従業員の制度であり、軍人の制度、財務省職員の制度は賦課方式の DB 制度のままである。年金給付費の 93% は国庫から負担されている（Villarreal(2020), pp. 7, 15-23）。また、警察官の年金も DB 制度のままである¹⁶。

¹² <https://www.gob.pe/515-elegir-sistema-de-pensiones>(2025.5.27)も参照した。

¹³ なお、最近選択制が廃止され、最低賃金の 2.3 倍までの全労働者は公的年金基金のコルペンシオネス（Colpensiones）に保険料を納付し、それを超える賃金の場合は超過分のみを私的年金に納付することになった。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/3267ea49ef3e986b.html>(2025.5.27)背景としては二重の負担問題がある。（Hernandez(2024)）

¹⁴ 当初は 70 歳以上であったが、2008 年から 65 歳以上も対象となる制度ができた（Lorenzo (2020) , p. 22）。

¹⁵ <https://www.montevideo.com.uy/Columnistas/Opinion--La-caja-militar-en-la-reforma-previsional-uc863889>(2025.5.27).

¹⁶ <http://www.aldf.gob.mx/archivo-fcbf833164620497c026c7c5002f25e1.pdf>

6.6 エル・サルバドル

エル・サルバドルの年金制度は、貧困層に対する非拠出制度と¹⁷、被用者・公務員のための拠出制 DC 年金、軍人のための拠出制 DB 年金がある。年金の適用率は 2 割程度であり、また DC 年金について資金をプールする連帯保証口座が設けられており完全な DC ではなくなっている（杉田（2023））。

6.7 コスタリカ

コスタリカの年金制度は、強制適用の拠出制 DB、強制適用の拠出制 DC、任意適用の補完的制度および非拠出制からなる（Pacheco et al. (2020)）。かつては特定の職種に手厚い年金があったが、現在は新規加入者について年金制度は統一されている（Mesa-Lago, C. et al. (2022), pp. 42-43）。なお、コスタリカは常備軍を保有していない¹⁸。

6.8 ドミニカ共和国

ドミニカ共和国には、貧困層のための非拠出制年金と、一般のための拠出制年金があり、拠出制年金は移行時の 45 歳未満の者及び新規加入者について、賦課方式の DB 型年金から DC 型年金への変更が行われた（OECD (2014) , pp. 111-112）。DC 制度と言っても、別途社会連帯基金への拠出を義務付けることによって最低保証の原資を確保している（SIPEN¹⁹(2006), p. 37）。軍人および警察官の年金制度は DB 型の別制度になっている²⁰。

6.9 パナマ

パナマの年金制度は、65 歳以上で年金の無い者に支給される非拠出制の年金

¹⁷ 非拠出制年金は、貧困地域に居住する、独自の年金がない 70 歳以上の成人に支給される制度の他に、退役軍人及びファラブンド・マルティ民族解放戦線の元戦闘員に対する制度などがある（詳細は杉田（2023））。

¹⁸ 外務省のウェブサイト

（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/costarica/data.html> (2025.5.27)）

¹⁹ Superintendencia de Pensiones の略称で、ドミニカ共和国年金監督庁のことである。

²⁰ 別制度であることは Giraldi et al. (2023)。DB 制度であることは軍人に関しては「軍隊の総合的社会保障制度に関する法律」

（<https://memoriahistorica.senadord.gob.do/items/09ece103-a7ee-42f6-958f-421ab97f93e9> (2025.5.27)）の 82 条、警察官に関しては「国家警察組織法」

（https://www.policianacional.gob.do/transparencia/?page_id=70#17-19-wpfd-leyes (2025.5.27) よりダウンロード） 116 条による。

と拠出制の年金がある。拠出制の年金は旧制度の DB 年金と、新制度の混合年金 (DB と DC の 2 階建て) があるが、これとは別に軍人・消防士・教育者の DB 年金制度がある (杉田 (2024) および Mesa-Lago(2022), pp. 47-49)。

6.10 アルメニア

アルメニアは、税を財源とする公的年金と、強制適用の拠出制私的年金（個人口座のある DC）および任意適用の拠出制私的年金（DB または DC）がある (IOPS(2020))。公的年金は DB 制度で、被用者のための労働年金、軍人・警察官・刑務官のための軍人年金および 65 歳で労働年金の受給資格がない者のための社会年金の 3 つに分かれている (Anayan(2012), pp 3-8)。強制適用の私的年金に関する積立年金法 5 条によれば「軍人および軍人扱いされる者」は強制適用の私的年金の適用除外になっている²¹。

6.11 ナイジェリア

ナイジェリアは 2004 年改正によって、公的年金制度が民営化され、民間の年金基金管理会社に個人が年金口座を開設する DC 制度になった (Casey and Dostal(2008))。もっとも年金の適用率が低く、ナイジェリアの労働者の 8.1% に過ぎない (PWC(2016))。ナイジェリアの年金 FAQ2023 年版²²p. 26 の質問 14 への回答によれば、軍人、裁判官、連邦情報部員、シークレット・サービスは除外されている。なお、ナイジェリアでは現状 DC になっている警察官年金を、DC から適用除外する意見があるが、今のところ実現はしていない²³。

6.12 ガーナ

ガーナの年金は一部の職種を除いて拠出制の 3 階建ての制度であり、1 階部分として強制適用の基本国民社会保障制度、2 階部分として強制適用の積立方式 DC で民間が運営する職域年金制度ならびに 3 階部分として任意適用で民間が運営するプロヴィデンド・ファンドおよび個人年金制度からなる (2008 年国民年金法 (以下 6.12 節では「法」と略す)²⁴の第 1 条)。雇用関係にある被用者は強制適用である (法 30 条 2 項)。この制度とは別の制度に加入している、ガーナ

²¹ <https://www.arlis.am/documentview.aspx?docid=64546>(2025.5.27)

²² <https://www.pencom.gov.ng/wp-content/uploads/2023/09/FREQUENTLY-ASK-QUESTION-2023-Final.pdf>.(2025.3.26).

²³ <https://www.thisdaylive.com/index.php/2024/12/02/igp-kicks-against-bill-to-exempt-police-from-cps/>.(2025.3.26)

²⁴ <https://www.brr.gov.gh/acc/registry/docs/Law-Pension-ACT-766.pdf> (2025.5.27)

ナ軍の将兵および法律で明示的に除外が規定されている者は適用除外と規定されている（法 31 条）。ガーナ社会保障国民保険信託の FAQ には、「判事、大学教員および治安関係者が適用除外」と記載されている²⁵。

6.13 マラウイ

マラウイの公的年金制度は、2023 年 3 月に導入された個人勘定の DC 制度（年金法 6 条 2 項(a)) を主体としつつも²⁶、既存の年金制度（DB も DC もある）で年金法の要件を満たして認可を受けたもの（年金法 6 条 2 項(b)）が存在している。なお軍人と警察官は、別制度となっている（ISSA (2022)）。

6.14 小括

以上をまとめると以下の表のようになる。文献調査のみの限界はあるが、ほとんどの国で軍人は DC 制度から除外されていることがわかる。

表 7 公的年金を DC 化した国の、適用除外職種

国	適用除外職種
チリ	軍人、警察官（捜査官を含む）、刑務官
ペルー	軍人、警察官、漁師
コロンビア	公務員（軍人・警察官を含む）、公立学校の教師、コロンビア石油会社の職員
ウルグアイ	軍人、警察官、銀行員、公証人、大卒
メキシコ	軍人、警察官
エル・サルバドル	軍人
コスタリカ	新規加入者については該当なし
ドミニカ共和国	軍人、警察官。
パナマ	軍人、消防士、教育者
アルメニア	軍人、警察官、刑務官
ナイジェリア	軍人、裁判官、連邦情報部員、シークレット・サービス
ガーナ	軍人、警察官など治安関係者、判事、大学教員
マラウイ	軍人・警察官

²⁵ <https://www.ssnit.org.gh/faqs/#social-security> (2025.35.31)

²⁶ マラウイの年金法の条文は：[https://malawilii.org/akn/mw/act/2011/6/eng%402014-12-31\(2025.2.21\)](https://malawilii.org/akn/mw/act/2011/6/eng%402014-12-31(2025.2.21))

7 結論

以上、見てきたようにチリの年金制度は民営化（DC化）をしたと言っても軍人と警察官は除外されており一般の民間人に比べて潤沢な給付を、国庫負担の助けを借りて維持している。またチリの後にDC化を実施した国でDC制度を維持している国では、コスタリカを除いて軍人などがDC化を除外されている。もともと国庫負担のウエイトの多い軍人年金を民営化する場合の技術的困難さや、そもそも官吏・軍人は国家に尽くすから国家が恩恵的に年金制度を与えてきたという側面もあり、一概にチリの影響だけとは言えないかもしれないが、本当に好ましい制度なら、軍人が率先して採用したであろう。このような公的年金のDC化の一つの側面は十分認識されて良いと考える。

参考文献

- 杉田健（2022）「チリの年金制度」『年金と経済』41(2) pp. 47, 216-220.
- 杉田健（2023）「エル・サルバドルの年金制度」WEB Journal 『年金研究』No. 21. pp. 69-101.
- 杉田健（2024）「パナマの年金制度の現状と課題」WEB Journal 『年金研究』No. 23. pp. 1-27.
- Ananyan, A. (2012) *Pension Reform in Armenia*, PBSS.
- Arellano, A. (2017) “El exorbitante gasto fiscal por jubilaciones de FF.AA.: \$3,8 billones entre 2011 y 2015” *CIPER*.
<https://www.ciperchile.cl/2017/01/16/el-exorbitante-gasto-fiscal-por-jubilaciones-de-ff-aa-38-billiones-entre-2011-y-2015/>(2025.5.27)
- Ascencio, G. (2019) “Pensiones militares versus civiles” *cooperativa*.
<https://opinion.cooperativa.cl/opinion/politica/pensiones-militares-versus-civiles/2019-05-08/140834.html>(2025.5.27)
- Azuero Zúñiga, F (2020) *El sistema de pensiones en Colombia*, serie Macroeconomía del Desarrollo, N° 206 (LC/TS.2020/63), Santiago, CEPAL²⁷.
<https://www.cepal.org/es/publicaciones/45780-sistema-pensiones->

²⁷ Comisión Económica para América Latina (国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会：外務省のウェブサイトによる

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/eclac_cepal.html(2025.5.27)))

- colombia-institucionalidad-gasto-publico-sostenibilidad (2025.5.27) .
- Benavides, P., & Jones, I. (2012). *Sistema de pensiones y otros beneficios pecuniarios de las Fuerzas Armadas y de Orden y Seguridad Pública y Gendarmería de Chile: situación actual y proyecciones fiscales 2012-2050.* Publicación de la Dirección de Presupuestos, Ministerio de Hacienda, ISBN: 978-956-8123-61-1. https://www.dipres.gob.cl/598/articles-98744_doc_pdf.pdf. (2025.5.27)
- Casey, B. H. and Dostal, J. M. (2008) “Pension Reform in Nigeria: How not to Learn from Others” *Global social policy.* SAGE Publications Sage UK: London, England, 8(2), pp. 238–266.
<https://doi.org/10.1177/1468018108090640> (2025.7.7) .
- Castiglioni, R. (2001) “The politics of retrenchment: the quandaries of social protection under military rule in Chile, 1973–1990” *Latin American Politics and Society, 43*(4), 37-66.
- Galvez R., Kremerman M., & Reues V. (2023) *Force Pensions*, Sol Foundation Studies.
- Giraldi, A., Quiñónez, J., and Trinidad, F. (2023) “Caracterización del sistema de Pensiones Dominicano”SECMCA²⁸.
<https://www.secmca.org/wp-content/uploads/2023/11/SECMCA-Caracterizacion-del-sistema-de-pensiones-dominicano.pdf>(2025.5.27)
- Hernandez, O. (2024) “Public versus Private Pensions in Colombia”
<https://www.econlib.org/public-versus-private-pensions-in-colombia/>(2025.5.27)
- IOPS (2020) “Country Profile :Armenia”
<https://www.iopsweb.org/resources/Armenia-IOPS-Country-Profile.pdf>. (2025.5.27)
- ILO (2018a) *Reversing Pension Privatizations: Rebuilding public pension systems in Eastern Europe and Latin America.*
https://www.ilo.org/secsoc/information-resources/publications-and-tools/books-and-reports/WCMS_648574/lang--en/index.htm (2025.5.27)
- ISSA (2022) “Country Profile: Malawi”.
<https://www.issa.int/sites/default/files/documents/2024-07/Malawi.pdf>(2025.5.27).

²⁸ SECMCA とは Secretaría Ejecutiva del Consejo Monetario Centroamericano（仮訳：中米金融協議会事務局）の略。

- Lorenzo, F. (2020) *El sistema de pensiones en el Uruguay*, CEPAL, Naciones Unidas. <https://repositorio.cepal.org/entities/publication/6931eefd-a94b-4415-b2b9-e80d01969dab>(2025.5.27)
- Mesa-Lago, C. & Elena Rivera, M. (2020) *El sistema de pensiones en el El Salvador*, CEPAL, Naciones Unidas. <https://repositorio.cepal.org/entities/publication/ec25604b-8f64-4806-bcc7-1760285e4f67>(2025.5.25)
- Mesa-Lago, C. (2022). *Pensiones de capitalización individual en América Latina: efectos, reformas, impacto del COVID-19 y propuestas de política.* <https://www.cepal.org/es/publicaciones/48004-pensiones-capitalizacion-individual-america-latina-efectos-reformas-impacto> (2025.5.27)
- Mhangwa, M. (2012)“Pension regulation in Malawi: Defined benefit fund or defined contribution fund?,” *Pensions: An International Journal*. Springer, 17(4), pp. 270–282. <https://link.springer.com/article/10.1057/pm.2012.32> (2025.5.27)
- Morales Peillard, P (2018)“Sistema de Pensiones de las Fuerzas Armadas y de Orden y Seguridad Pública y Gendarmería de Chile: Tipos de pensiones, cobertura y proyecciones” Asesoría Técnica Parlamentaria. https://www.dipres.gob.cl/598/articles-98744_doc_pdf.pdf(2025.5.27)
- OECD (2014) *Pensions at a Glance/Latin America and the Caribbean – Country Profiles.* https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2014/12/pensions-at-a-glance_g1g46ec4/pension_glance-2014-en.pdf(2025.5.27).
- OECD (2019) *OECD Reviews of Pension Systems: Peru.* OECD Publishing, Paris. <https://doi.org/10.1787/e80b4071-en>.
- Pacheco, J. F., Elozondo, H. & Pacheco, J. C. (2020) *El sistema de pensiones en Costa Rica*, CEPAL, Naciones Unidas. <https://repositorio.cepal.org/entities/publication/cbb70825-c5f6-446a-8689-4d235af0628d>(2025.5.27)
- Paez, A. (2023)“El sistema de jubilaciones para militares en Chile diseñado en beneficio de unos pocos” *La Izquierda Diario*. <https://www.laizquierdadiario.com/El-sistema-de-jubilaciones-para-militares-en-Chile-disenado-en-beneficio-de-unos-pocos>(2025.5.27)

PWC (2016) *The Nigerian Pension Industry - Overcoming Post Reform Challenges.*

<https://www.pwc.com/ng/en/assets/pdf/the-nigerian-pensionindustry-overcoming-post-reform-challenges.pdf>. (2021.6.1)

SIPEN²⁹ (2006) *El Sistema de Pensiones -*

Una reforma exitosa para garantizar el bienestar de los dominicanos.

https://www.sipen.gob.do/descarga/libros_2006_03.pdf(2025.5.27)

US Social Security Administration (2019) *Social Security Programs Throughout the World: Africa, Malawi*

<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2018-2019/africa/malawi.html>(2025.3.26).

Villarreal, H. & Macías, A. (2020) *El sistema de pensiones en México:*

institucionalidad, gasto público y sostenibilidad financiera, serie

Macroeconomía del Desarrollo, N° 210 (LC/TS.2020/70), Santiago,
CEPAL.

<https://www.cepal.org/es/publicaciones/45820-sistema-pensiones-mexico-institucionalidad-gasto-publico-sostenibilidad>(2025.5.27)

²⁹ Superintendencia de Pensiones の略称で、ドミニカ共和国年金監督庁のことである。